

貝塚市告示第 130 号

貝塚市火災予防条例（昭和 37 年貝塚市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 29 条の 8 第 3 項及び第 29 条の 9 の規定に基づき、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域及び火の使用の制限の対象となる区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 12 月 25 日

貝塚市長 酒井 了

火の使用の制限の努力義務の対象となる区域及び火の使用の制限の対象となる区域を指定する件

- 1 火の使用の制限の努力義務の対象となる区域は、貝塚市森林整備計画の対象区域とする。
- 2 火の使用の制限の対象となる区域は、貝塚市森林整備計画の対象区域とする。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。